

【施設概要一覧】

		有料老人ホーム			軽費老人ホーム	養護老人ホーム
		サービス付き高齢者住宅 (サ高住)	住宅型有料 老人ホーム	介護付き有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)		
施設情報		<p>介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。自宅同様の自由度の高い暮らしを送りながらスタッフによる安否確認や生活相談サービスなどを受けられます。</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅において、必須の見守りサービスの他に、老人福祉法に基づく有料老人ホームの要件になっている「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを提供している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当します。</p>	<p>「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを提供する高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。</p>	<p>24時間介護スタッフが常駐し、掃除や洗濯など身の回りの世話や、食事、入浴、排せつなどの介助サービスが受けられる介護施設です。看取りまで対応しているところもあり施設です。</p> <p>特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となります。特定施設の対象となる施設は、①有料老人ホーム②軽費老人ホーム(ケアハウス)③養護老人ホーム 特定施設入居者生活介護の指定を受ける特定施設を「介護付きホーム」という。</p>	<p>無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設です。</p>	<p>65歳以上で、介護の必要性とは関係なく身体的、精神的、環境的、または経済的な理由で困窮し、在宅で生活ができない高齢者が入所できる施設です。その目的は、生活に困窮した高齢者が自立した日常生活を送り、社会復帰ができるように支援することです。</p>
対象者		<p>自立・要支援・要介護1～5 常駐スタッフは数人いるが、サービスは基本的に外部のものを利用します</p>	<p>自立・要支援・要介護1～5 軽度から重度の介護、医療管理が必要な患者でも相談可能 ※外部医療系サービス利用可</p>	<p>要支援・要介護1～5 軽度から重度の介護、医療管理が必要な患者でも相談可能</p>	<p>60歳以上の方で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な方</p>	<p>生活保護受給者、低所得などの原因で在宅での生活が困難に置かれている方 ・要介護2以上に該当しない方</p>
医師		×	×	×	×	○ (嘱託医)
日中帯	看護職員	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)	○	△ (施設によって配置している場合がある)	○
	介護職員	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)	○	○	○
夜間帯	看護職員	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)
	介護職員	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)	○	○	○

※こちらの記載内容は全事業所に当てはまるものではありません。

		グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	介護保険施設		
			介護老人保健施設 (老健)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護医療院
施設情報		認知症と診断をされた方が少人数(5~9人)で共同生活をする施設で、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や、機能訓練を行う施設です。	在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。 セラピストによるリハビリを受けることが可能。	常に介護が必要な方の入所を受け入れ、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話をを行う施設です。 介護老人福祉施設と特別養護老人ホームは、同じ施設を指します。それぞれ根拠法が異なり、「介護保険法」では介護老人福祉施設、「老人福祉法」では特別養護老人ホームと呼ばれています。	長期間にわたり療養が必要な方の入所を受け入れ、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。
対象者		要支援2・要介護1~5 認知症の診断を受けた方(なお、認知症の原因となる疾患が急性(症状が急に現れたり、進行したりすること)の状態にある場合は対象となりません。)	要介護1~5 病状安定期にあり、入院治療をする必要は無いが、リハビリや看護・介護を必要とする要介護者	要介護3~5 常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者	要介護者1~5 医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した方
医師		×	○ (常勤)	○ (嘱託医)	○ (常勤)
日中帯	看護職員	△ (施設によって配置している場合がある)	○	○	○
	介護職員	○	○	○	○
夜間帯	看護職員	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)	△ (施設によって配置している場合がある)
	介護職員	○	○	○	○

※こちらの記載内容は全事業所に当てはまるものではありません。